

人権シリーズ

図 人権推進課 ☎ 0823-43-1635

「こどもを取り巻く現状と課題」

いじめは深刻かつ、命にも関わる放置することのできない重大な社会問題です。

現在も、いじめが原因となって自死に至る場合や傷害事件となるケースなど、痛ましい事件が後を絶ちません。

いじめ加害の背景には、ストレス等、さまざまな要因があるとされています。いじめには、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、仲間はずれや無視、暴力を伴うもの、本人の意に反したことをさせられたりする等、さまざまな形態がありますが、個々の行為がいじめであるかどうかを判断するに当たっては、被害を受けたこども自身の立場に立つことが重要です。

特に近年では、「ネットいじめ」などと呼ばれるSNS等を悪用した、巧妙かつ陰湿ないじめが多く、これらは発覚しにくいという特徴があります。

また、自らがターゲットとなることを恐れ、いじめに加担したり、見て見ぬふりをするようなこともいじめを許容する雰囲気を生み出しています。

「いじめられる側にも問題がある」と言う人もいますが、いじめを正当化する理由などどこにも存在しません。いじめにあったこどもは悩み苦しみ、自分に非があると思うようになり、その後の心身の成長等にも影響を及ぼす可能性があります。

また、いじめは、当人同士での解決が困難な問題である上に、いじめられたこどもは、周囲の大人に対して、なかなか相談しないことが「いじめ」を潜在化させています。したがって大人は日頃から、こどもの変化を気かけ、こどもの話に耳を傾けるとともに、学校や家庭、地域社会と連携して解決のための手助けをするよう心掛けてください。

そのうえで、こどもたちにいじめの問題の重大さと人権尊重の大切さをしっかりと伝えていきましょう。

(公益財団法人人権教育啓発推進センター こどもと人権より引用)

こどもたちのための相談窓口

こどもの人権110番（法務省）0120-007-110 全国共通・無料ダイヤル
24時間こども SOS ダイヤル（文部科学省）0120-0-78310（なやみ言おう）

障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます

図 社会福祉課 ☎ 0823-43-1638

令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者（個人事業主やボランティア活動をするグループなども含む）による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務となります。

不当な差別的取扱い

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、障害のない人には付けられない条件を付けたりすることです。

合理的配慮の提供

障害のある人が社会で活動する上で、その活動を制限するバリア（障壁）があるとき、行政や事業者が、その負担が過重とならない範囲で、バリアを除去するよう必要かつ合理的な対応をすることです。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関など	禁止	義務
事業者	禁止	努力義務 ⇒ 義務(4.1～)

「合理的な配慮」の内容は、障害特性や個別の場面に応じて異なるため、障害のある人と事業者などが対話を重ね、ともに対応案を検討していくことが重要です。事業者の方は、合理的配慮の具体例などをあらかじめ確認し、どのような取組ができるか御検討ください。

合理的な配慮の例

- ・研修会場において、配席の場所を調整する。
- ・高いところに陳列された商品を取って渡す。
- ・筆談ボードなどを利用して説明をする。 など

障害者差別や合理的配慮の提供などについての解説や事例などを詳しく知りたい場合は、こちらをご参照ください。

内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」▶



令和5年度「あいサポートアート展」市町巡回展示

図 社会福祉課 ☎ 0823-43-1638

広島県では障害のある方が、芸術活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として「あいサポートアート展」を開催しています。より多くの皆さまが鑑賞できるよう、あいサポートアート展入賞作品など10作品を、県内の市町で巡回展示しています。どれも独創的な世界観で、創作のエネルギーを感じられる多彩な作品ばかりですので、ぜひご覧ください。

江田島市での巡回展示

日時 3月4日(月)午後1時から3月15日(金)正午まで(初日・最終日除く
平日は午前8時30分から午後5時15分まで土日祝は鑑賞できません)
場所 江田島市役所本庁1階ロビー

弁護士による無料法律相談会

図 権利擁護センターえたじま ☎ 0823-27-8032

お困りごとをお気軽にご相談ください。(要予約・1組 30分以内)

日時 3月9日(土)午後1時～4時
場所 能美保健センター（能美町鹿川）

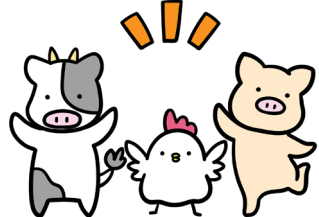
家畜（動物）を飼育する方へ飼養衛生管理状況の報告を

図 広島県西部畜産事務所 防疫課 ☎ 082-423-2441

2月1日時点の家畜の頭羽数、衛生管理状況などについて、所轄する畜産事務所への報告が義務付けられています。

▶牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚（ミニブタ、マイクロブタ含む）、いのしし（毎年4月15日までに報告）
▶鶏、あひる（アイガモ含む）、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥（毎年6月15日までに報告）

定期報告書の様式は、右記の広島県のホームページからダウンロードできます。



広島弁護士会の無料法律相談

図 総務課 ☎ 0823-43-1111 (代)

日時 3月14日(木)午後1時～4時
場所 能美市民センター（能美町中町）
人数 5人（1人30分）
申し込み順で、3月1日(金)から総務課で受け付け。

お知らせ

えたじま地域づくり実践者報告会を開催

図 地域支援課 ☎ 0823-43-1637

本市では、協働のまちづくりを推進するため、地域課題の解決に向けた活動を紹介する「えたじま地域づくり実践者報告会」を開催します。

地域活動を始めたい、活動の参考にしたいなど、地域活動に興味がある方は、ぜひお気軽にご参加ください。

日時 3月23日(土)
午後1時30分～5時（予定）
場所 大柿市民センター（大柿町大原）
内容

- ①地域提案型補助金事例発表
- ②地域おこし協力隊活動報告
- ③意見交換

その他 参加費無料、申込不要

使用済乾電池と小型家電は回収ボックスへ

図 地域支援課 ☎ 0823-43-1637

本庁・各市民センター(大柿は除く)・三高支所の各庁舎に、使用済乾電池と小型家電の回収ボックスを設置しましたので、ご利用ください。

小型家電は乾電池を取り外し、乾電池と小型家電をそれぞれの回収ボックスに入れてください。

etaden 江田島でんき設備

エタデン（江田島電気設備）

☎ 090-4656-2772 向井

（受付時間：月曜～土曜／9時～18時）
〒737-2213 江田島市大柿町大原5761

ご相談・見積り、もちろん無料！ お気軽にご相談ください。

電柱からの引き込み工事も承ります！

etaden 江田島でんき設備

エタデン（江田島電気設備）

☎ 090-4656-2772 向井

（受付時間：月曜～土曜／9時～18時）
〒737-2213 江田島市大柿町大原5761

ご相談・見積り、もちろん無料！ お気軽にご相談ください。

農地の売買や譲渡、相続のお手続き、事業に必要な許可のことなら…

よしひろまごころ行政書士事務所

開業いたしました。お気軽にご相談ください。

広島県江田島市沖美町是長406番地（望海荘そば）
☎080-6310-5189（池田） 【メール】yoshihiro19730412@gmail.com

(株)M・K・S (エムケイエス)

各種 県・市登録あり
江田島市大柿町大原 4131-1

FAX 兼 57-0202 ★家庭解体工事（壁一解体）
090-5700-4850 ★一般廃棄物（ゴミ・遺品整理）
見積り無料！ ★産業廃棄物
● お電話お待ちしております。 ★草刈り・伐採

うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎ 082-568-0888

結婚相談所 ムスベル

いろんな料理がこれ一本で味付けできる

味付け醤油

これ一本

有限会社 濱口醬油

広島県江田島市大柿町柿浦 2080
Tel 0823-57-2136 Fax 0823-57-7122
ホームページ見てね！